

三鷹市告示 第 467 号

地方税法第 20 条の 2 及び三鷹市市税条例第 11 条の規定により、下記書類が送達不能のため、次のとおり公示する。

なお、この書類は、地方税法第 20 条の 2 第 2 項の規定により市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 5 日

三鷹市長 河村 孝

記

1 送達を受けるべき者の氏名（名称）

別紙のとおり

2 送達する書類及び通数

令和 8 年 6 月 18 日付け 8 三市民第 277 号等により発付した令和 8 年度市民税・都民税・森林環境税納税通知 44 通

3 送達不能の理由

調査を行ったが、送付先が判明しないため。

4 注意

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により公示をした日から起算して、7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。